

令和8年4月からの指定管理者募集に関する質問書

対象施設：蓬の郷（ふれあい交流センター）

<p>質 問①</p>	<p>指定管理者業務仕様書において、4(4)エ(7) 本施設の施設・設備を修繕、改修等を行う場合は、原則として、1件あたり30万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の修繕等は指定管理者が、1件あたり30万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の修繕等は市の負担とします。と記載がありますが、発覚した事象に対して、必要に応じて調査を行い、修繕・改修等の内容や規模が判明すると思います。その際の調査費と修繕・改修費・追加工事（修繕を行ったが追加の工事が必要になった場合）を含めた金額（発生した事象に対して一連の費用）でよろしいでしょうか。</p>
<p>回 答①</p>	<p>指定管理者業務仕様書 4- (4) にて施設及び設備の維持管理に関する業務を定めています。日頃から適正に管理していただくことはもちろんのことですが、それを行ってもなお修繕が必要な事象が発生することがあります。ご質問にある場合、以下の考え方で費用負担を決定いたします。</p> <div data-bbox="539 1028 1254 1778"><p>この範囲にある調査費用は通常業務内ですので市は負担しません。</p><pre>graph TD; A[通常維持管理業務] --> B[異常発見]; B --> C[修繕の必要性調査]; C --> D[見積徴取]; C --> E[経過観察]; D --> F[金額による負担の決定]; F --> G[市の負担]; F --> H[指定管理者の負担];</pre></div> <p>なお、修繕を行ったが追加の工事が必要になった場合とありますが、修繕工事に至る前にしっかりとした調査を行えば追加工事は生じないと考えます。</p>

質 問②	指定管理者業務仕様書において、別表 2 リスク分担表 「物価変動 公共料金、燃料費の著しい物価変動に伴う経費の増」に関して、目安としての料金が分かれば協議を行うタイミング等が分かりやすいと思います。もしくは分かりやすいタイミング等あれば教えていただきたいです。
回 答②	市は指定管理者と密接に連携をとる方針でありますので、協議の申し出をいただければ都度協議して参ります。